

各種の減免、免除制度

■ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の免除

対象 世帯の主たる生計維持者の事業などの廃止または失業、死亡、感染症の症状が著しく重い場合

■ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

対象 世帯の主たる生計維持者の事業収入などが、減少することが見込まれ、次の全ての条件を満たす場合

①	事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額が前年に比べての当該事業収入などが30%以上減少する見込みである。 ※保険金、損害賠償などによる補填額は除く。
②	前年の所得の合計額が1,000万円以下
③	収入減少が見込まれる所得以外の所得の合計額が400万円以下

必要書類

令和2年1月～申請月までの収入を証明する給与明細や帳簿など

◎減免額の計算方法

対象保険料額×減免割合で計算します。

対象保険料額 = A × B ÷ C	
A	世帯の被保険者全員について算定した保険料額 ※後期高齢者医療保険料は、被保険者それぞれの保険料額。
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得の合計額
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の所得の合計額

減免割合

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下	全額
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業などの廃止または失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税・料額の全額を減免します。非自発的な失業により国民健康保険に加入された人は、前年の給与所得を100分の30とみなす非自発的離職者軽減となります。

◎減免対象になる納付期間

減免の対象となる保険税・料は、令和元年度分および令和2年度分の保険税・料であって、令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されているものなどです。

収入の減少などによる、保険税・料の減免については、問い合わせください。
問) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について…税務課市民税係 (☎43-7121)

■ 介護保険料の免除

対象 世帯の主たる生計維持者の事業などの廃止または失業、死亡、感染症の症状が著しく重い場合。

■ 介護保険料の減免

対象 世帯の主たる生計維持者の事業収入などが、減少することが見込まれ、次の全ての条件を満たす場合

①	事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの30%以上 ※保険金、損害賠償などによる補填額は除く。
②	事業収入などに係る所得以外の前年の所得が400万円以下

必要書類

平成31年1月～申請月までの収入を証明する給与明細や事業収入などの分かる帳簿など

◎減免額の計算方法

対象保険料額×減免割合で計算します。

対象保険料額 = A × B ÷ C	
A	当該第一号被保険者の保険料額
B	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得額 ※減少することが見込まれる事業収入などが2つ以上ある場合は、その合計額。
C	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

減免割合

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額または免除の割合
200万円以下	全額
200万円を超えるとき	10分の8

※世帯の主たる生計維持者の事業などの廃止または失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除します。

◎減免対象になる納付期間

減免の対象となる保険料は、令和元年度分および令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されているものなどです。

収入の減少などによる、保険料の減免については、問い合わせください。
問) 介護保険料について…介護保険課介護福祉係 (☎40-0222)